

環創環評第 235 号

平成 30 年 11 月 6 日

国土交通省関東地方整備局

局長 石原 康弘 様

横浜市長 林 文子



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

平成30年 6 月22日付けで送付された「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書」について、環境影響評価法第20条第 4 項に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課

黒澤、岩本、高橋

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

環創環評第 235 号

平成 30 年 11 月 6 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市長 林 文子



横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

平成30年 6 月22日付けで送付された「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書」について、環境影響評価法第20条第 4 項に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課
黒澤、岩本、高橋

電話 045-671-2495 FAX 045-663-7831

(別紙)

第1 対象事業

1 事業者の名称等

名称：国土交通省関東地方整備局

代表者：局長 石原 康弘

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1号

名称：横浜市

代表者：市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町1丁目1番地

2 対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

3 対象事業の目的

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、国際コンテナ戦略港湾として、コンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、横浜港新本牧ふ頭地区において、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成するものです。

4 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

公有水面の埋立て（環境影響評価法に規定する第一種事業）

(2) 対象埋立事業実施区域及び埋立区域の位置

横浜市中区本牧ふ頭地先海域

(3) 対象埋立事業の規模

埋立区域の面積 約140 ha

(4) 対象埋立事業の工事計画概要

| 事項 | 内容 | |
|---------------|------------------------|--|
| 埋立地の地盤高 | 基本水準面（C. D. L.）+4.0m程度 | |
| 護岸等の構造 | ケーソン構造及び鋼板セル構造 | |
| 工事の概要 | 護岸工事 | 地盤改良が必要な区域については、地盤改良工事を行った後、護岸等の築造を行う。 |
| | 埋立工事 | 主に土運船により埋立用材を埋立地まで運搬した後、直接投入又は揚土船による揚土を行い、その後、ダンプトラック等で運搬して埋立てを行う。 |
| 埋立てに用いる土砂等の種類 | 建設発生土、浚せつ土砂、山砂等を想定 | |
| 工事工程 | 約20年間を想定 | |

第2 地域特性

横浜港は東京湾の北西部に位置しており、風向、潮流、水深などの自然条件に恵まれた天然の良港となっています。水域については、物流を中心とした港湾関連活動のほか、水上交通や海洋性レクリエーション、環境活動などの多様な利用が図られています。

本事業の事業実施区域及びその周囲（以下「事業実施区域周囲」という。）における水質の健康項目及びダイオキシン類は、いずれの地点でも環境基準値を満足していますが、生活環境項目については一部の地点で環境基準値を満足していない状況にあります。また、一部の地点においては、COD75%値、全窒素及び全リンの表層年平均値が環境基準値を満足していない状況が続いています。底層D0年最低値はほとんどの地点で上昇傾向にあります。横浜港内、中の瀬南では変動が大きく、一定の傾向が見られません。なお、平成28年度の底層D0年最低値は、横浜港内の地点では「生物3」の環境基準値（2.0mg/L以上）を下回っています。本牧沖の地点では「生物2」の環境基準値（3.0mg/L以上）を、その他の地点では「生物1」の環境基準値（4.0mg/L以上）を上回る状況にあります。

事業実施区域周囲では、重要な動植物種が確認されているほか、鶴見川河口及び金沢湾、平潟湾の河口・海岸域は、地域を特徴づける生態系の生息・生育場となっています。

事業実施区域周囲には、眺望地点及び人と自然との触れ合いの活動の場として、横浜港シンボルタワー及び本牧海づり施設が設けられており、市民に開放されています。

なお、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区及び中区とされています。

第3 審査意見

本事業の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、事業内容及び地域特性を考慮し、準備書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意してください。

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、根拠を明確にし、分かりやすく丁寧に説明してください。
- (2) 「回避又は低減」をひとまとまりの表現とする理由を評価書に記載してください。
- (3) 工事計画の具体化に当たっては、環境に配慮した技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討してください。
- (4) 地盤改良を行わない埋立部については、将来の土地利用に支障がないように適切な沈下対策を講じるとともに、液状化判定を行い、必要に応じて液状化対策を講じてください。
- (5) 水質汚濁防止法の規定に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画、東京湾環境一斉調査等との連携について検討した上で、工事中の環境監視調査の調査方法、調査地点、頻度及び結果の公表方法等について評価書に具体的に記載してください。また、本事業の実施が本牧海づり施設に及ぼす影響を懸念する意見があることから、閉鎖性の高まる水域を調査地点とすることを検討してください。

- (6) 工事中の環境監視調査の内容、埋立地の存在及び埋立地周辺で生まれる新たな経済活動等の複数の要因を勘案し、実行可能な範囲内で埋立て完了後の環境監視調査を実施してください。
- (7) 埋立て完了後の環境監視調査の実施及び当該調査結果の公表等の自主的な取組を評価書に記載してください。

2 環境影響評価項目

(1) 工事の実施

ア 騒音

工事用車両の集中を避けた分散運行を実施してください。

(2) 埋立地の存在

ア 動物、植物及び生態系

- (ア) 事業実施区域周辺の海域の生態系のバランスを考慮した上で、生物共生型護岸を整備してください。
- (イ) 生物共生型護岸の効果を検証してください。
- (ウ) 生物共生型護岸を環境学習の場としても活用するなどの自主的な取組を評価書に記載してください。